

廃棄物（ごみ）の焼却は

法律違反です！



廃棄物（家庭ごみ・剪定くず等）を自宅の庭や畑などで焼却する行為は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」により一部例外を除き原則禁止されています。違反すると5年以下の懲役もしくは1千万円以下の罰金、またはその両方が科される場合があります。（法第25条第1項第15号）

ごみの焼却でよく使われるもの



ドラム缶



基準を満たさない焼却炉



一斗缶類

その他にも、コンクリートブロックで囲んだものや地面に穴を掘ったもの等での焼却もあります。
※助燃装置や燃焼ガスの温度を測定できる装置を備え、800℃以上を保つことができるなどの一定の基準を満たしたものは上記に含まれません。（規則第1条の7）

例外的に認められている焼却は？

肥料袋やプラスチック製の物、
廃材などは焼却できません。



どんどや・お焚き上げなど

風俗習慣上・宗教上の行事に必要な焼却



風呂焚き・キャンプファイヤー・暖をとる際など

日常生活の中で通常行われる焼却で軽微なもの



もみ殻・稲わら・い草殻など

農業・林業・漁業を営むためにやむを得ない焼却

⚠ 注意

例外的に認められている焼却であっても、大量の煙や悪臭が発生し、周辺住民からの通報があれば、「周辺地域の生活環境に著しい影響を与えている焼却」と判断され指導を行うことがあります。